

沖縄県気候変動適応センター（仮称）ホームページ制作業務に係る
企画提案コンペ実施要領

1. 事業の概要等

(1) 委託業務名

沖縄県気候変動適応センター（仮称）ホームページ制作業務（以下「本委託業務」という。）

(2) 企画提案コンペの趣旨

世界的な課題である気候変動問題については、地球温暖化の原因である温室効果ガスを削減する緩和策とともに、気候変動影響の影響を防止・軽減する適応策を車の両輪として県全体で連携して推進していく必要がある。

本事業は、緩和策及び適応策を推進するため、気候変動適応法第 13 条第 1 項に基づく沖縄県気候変動適応センターのホームページを制作し、気候変動の現状や将来予測、必要な対策を地域住民向けに情報発信を行うことを目的とする。

(3) 委託する業務内容

「沖縄県気候変動適応センター（仮称）ホームページ制作業務委託企画提案仕様書」のとおり

(4) 業務委託の期間

契約締結の日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(5) 予算額

業務委託料として、1,727 千円以内（消費税率 10%の額を含む。）で企画すること。

ただし、金額は企画段階の目安であり、契約金額ではない。提案採択後、調整することがある。

2. 参加資格

次の要件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年法律第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定を準用し、一般競争入札参加資格を欠く者でないこと。
- (2) 本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備されている者。
- (3) 本実施要領や別紙仕様書等に記載された趣旨をすべて了解する者。
- (4) 沖縄県内に本店又は支店を有する法人であり、担当者を配置するなど、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。

なお、応募は共同企業体でも可とするが、この場合の要件は、次のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

- イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、(1)から(3)及び(5)から(13)の要件を満たしていること。
- (5) 県税の納付義務を有する事業者においては、県税の滞納がないこと。
- (6) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう、以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する法人又はこれに準じるものとして、沖縄県発注業務からの排除要請があり、当該状況が継続している者ではないこと。
- (10) 過去5年間以内に国、地方公共団体等から情報発信等に関する業務の受注実績があること。
- (11) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (12) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (13) 労働関係法令を遵守していること。

(注1) 地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(注2) 主な労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (5) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）

- (6) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
(平成3年法律第76号)
- (7) 労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)
- (8) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
(昭和60年法律第88号)
- (9) 障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和35年法律第123号)
- (10) 労働組合法 (昭和24年法律第174号)
- (11) 雇用保険法 (昭和49年法律第116号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和44年法律第84号)
- (13) 健康保険法 (大正11年法律第70号)
- (14) 厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号)

3. 応募手続等

(1) 事業に関する質問受付

- 質問期限：令和4年8月5日（金）午前12時まで
- 方法：質問書により6. 問い合わせ先担当者あて電子メールで行うこととする。
なお件名を「【質問】沖縄県気候変動適応センター（仮称）ホームページ制作業務企画提案」とすること。
また、電子メール後は、電話により受信確認を行うこと。
- 回答方法：環境部環境再生課ウェブサイト随時掲載する。

(2) 企画提案書等の提出

- 提出期限：令和4年8月15日（月）17時（必着）
- 提出場所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁4階）
沖縄県環境部環境再生課
- 提出方法：上記の提出場所に持参により提出すること
- 提出部数：次のア～コの書類を1セットとし、6部提出すること。（1部は原本、残りはコピー可。）
なお、ウの「会社概要等」に添付する「①定款（又は寄付行為）」及び「②収支決算書（直近3年間）」については、原本への添付のみ（1部のみ）で差し支えない。
- 提出書類等：

ア 企画提案参加表明書【様式1】

イ 企画提案書

企画提案書の内容は、別添「沖縄県気候変動適応センター（仮称）ホームページ制作業務委託企画提案仕様書」を踏まえ作成し、次の項目を含むようにすること。

また、企画提案書の様式は次の項目の③を除き任意様式とするが、A4版を基本とし、簡潔で分かりやすく記述すること。

① 基本方針

本事業を実施するにあたっての基本的な考え方及び基本方針について記述すること。

② 業務提案、業務手法の概要

トップページのレイアウト（案）やサイトマップ（案）などの作成方針を示すこと。

③ 提案CMSの機能【様式A】

別添「CMS機能要件一覧」（様式A）の回答欄を記載の上、提出すること。
また、代替案の記載など、補足事項があれば任意様式等で別途示すこと。

④ 情報セキュリティ

以下の内容について記述すること。

- ・ サービスを提供するデータセンター
- ・ システムの安全性
- ・ セキュリティの確保

⑤ 運用・保守管理の方法

運用・保守管理（コンテンツの軽微な修正を含む。）の具体的な内容や障害

- ・ 災害発生時の対応方法等について記述すること。

また、次年度以降の運用・保守管理業務の内容を含むこと。

⑥ 業務工程表

契約期間内における業務全体のフローや工程表を示すこと。

⑦ 業務遂行体制

各担当者の氏名や役割等を整理した業務遂行体制図を示すこと。

⑧ 独自提案等

本業務における提案者の強み、独自の創意工夫ポイントを記述すること。

また、仕様書に記載のある内容以外に、本事業の目的を達成するために効果的と思われる独自の業務提案があれば記述すること。

ウ 会社概要等【様式2】※共同企業体の場合は、全社分提出すること。

- ①定款（又は寄付行為）、②収支決算書（直近3年間）を添付すること

エ 過去5年間の類似業務等の実績【様式3】

※共同企業体の場合は、全社分提出すること。

オ 見積書【様式4-1】【様式4-2】

※様式4-1は本委託業務の見積書を作成し、様式4-2では令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日）における運用・保守管理費用を示すこと。

※様式4-1及び様式4-2の何れについても積算内訳を添付すること。

また、積算内訳の記載に当たっては、単価や数量、見積条件が分かるよう明記すること。

※積算の費目については、以下の内容とする。

- ①直接人件費
- ②直接経費（上記①及び再委託費を除く）
- ③直接経費（再委託費）
- ④一般管理費（（①+②-③）の10%以内）
- ⑤消費税

カ 誓約書【様式5】※共同企業体の場合は、全社分提出すること。

キ 県税納税証明書（未納がないことの証明）

ク 労働保険に加入していることが確認できる書類

ケ 健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる書類

コ 社会保険に加入義務がないことについての申告書【様式6】
(加入義務がない場合)

○主な評価項目：

企画提案書等については主に次の項目により評価する。

- ・事業全体の理解度、効率性、経済性
- ・トップページのレイアウト（案）やサイトマップ（案）などの作成方針の具体性、妥当性
- ・提案CMSの機能性
- ・セキュリティ対策の具体性、妥当性
- ・運用・保守管理方法の具体性、妥当性、経済性
- ・独自提案等の具体性、妥当性、実効性、創造性
- ・執行体制の充実度

(3) 県からの疑義照会

期限までに提出のあった企画提案書について、後日県から照会を行うことがある。

(4) 第1次審査（参加資格審査等）

○環境再生課内で上記2の参加資格の確認等を行う。

ただし、提案者数が多数の場合は、環境再生課内で企画提案書等の内容を審査し、3者程度を選定する。

○審査結果について、県から書面等で連絡する。

(5) 第2次審査（書面審査）

○委託業者審査委員会を設置し、企画提案書等の内容を審査する。

○最も優れた企画提案者を第一位入選者として選定する。

○審査結果について、県から書面等で連絡する。

※結果通知は、令和4年8月中を予定

(6) 委託契約

本委託業務に係る委託契約は、原則として第一位入選者となった者で行う。ただし、沖縄県と第一位入選者との間で、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合、次順位以降の者を繰り上げて、その者と契約するものとする。

また、共同企業体の場合は、契約時に、各構成員間で締結した協定書を契約書に添付することとする。

なお、協定書の主な内容は、以下のとおりとする。

目的、名称、構成員の住所及び名称、共同企業体の代表者、代表者の権限、構成員の責任、取引金融機関、構成員の脱退等に関する措置、契約不適合責任、協議事項等

4. 留意事項

- (1) 本企画提案コンペに係る提案書作成や企画調整及び移動等に要する経費については、すべて参加者の自己負担とする。
- (2) 提出された各書類については返却しない。なお、本委託業務に係る提案書類及び内容等については、県環境再生課（本コンペ関係者のみ）及び審査委員以外に一切公開しないものとする。
- (3) 委託企業選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (4) 審査過程において、記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。また、委託企業の決定後、速やかに契約に係る事務調整を行うが、具体的な業務調整を行う中で、企画提案書等の内容と実際の業務計画の詳細が著しく乖離しているものと県が判断した場合は、契約前に当該企業を失格とし、審査会において次順位以降の企業に業務委託先を変更する場合がある。
- (5) 選定結果についての質問や異議申し立ては受け付けない。

5. 委託企業決定後の業務遂行にあたって

- (1) 採用された企画内容等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、県との協議により変更することがある。
- (2) 本実施要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は県と協議すること。
- (3) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (4) やむを得ない理由（新型コロナウイルス感染症の影響を含む疾病による影響その他天災、人災等による影響等）が生じた場合、契約内容を見直すことがある。

6. 提出先及び問い合わせ先

- ・住所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁4階）
- ・部課名：沖縄県環境部環境再生課
- ・担当者：當山、新城、照屋
- ・電話：098-866-2064 FAX：098-866-2497
- ・e-mail：aa021100@pref.okinawa.lg.jp
- ・時間：月曜～金曜（祝祭日を除く） 8:30～17:15